

# 神崎市マスコットキャラクター着ぐるみ使用規程

平成 23 年 4 月 25 日

規 程 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神崎市（以下「市」という。）を P R するための、神崎市マスコットキャラクター「くねんワン」「くねんニャン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可申請)

第 2 条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、神崎市マスコットキャラクター着ぐるみ使用許可申請書（様式第 1 号）に必要な書類等を添えて、市に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第 3 条 市は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、神崎市マスコットキャラクター着ぐるみ使用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(使用の不許可)

第 4 条 市長は、第 2 条の規定による使用許可申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) キャラクターの趣旨に反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用しようとする場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認める場合

2 前項の規定により着ぐるみの使用を許可しないときは、神崎市マスコットキャラクター着ぐるみ使用不許可通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(貸出等)

第 5 条 着ぐるみの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市に来庁して借り受けることを原則とする。

2 使用者が着ぐるみを返却する時は、市に来庁して点検を受けることを原則とする。

3 貸出は無料とする。

4 貸出期間は、7 日以内を原則とする。

(使用上の遵守事項)

第 6 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用期間を厳守すること。
- (3) 使用時の安全対策を講じること。
- (4) 第三者に転貸又は有料で貸出ししないこと。
- (5) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (6) その他、市が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、神崎市マスコットキャラクター着ぐるみ使用許可取消書(様式第4号)によりその許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(市の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(管理及び事務の取扱い)

第10条 この規程に関する事務の取扱いは、商工観光課とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月25日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

神崎市マスコットキャラクター着ぐるみ使用許可申請書

年 月 日

神崎市長 様

申請者（所在地）  
（名称及び代表者氏名）  
連絡先（電話番号）  
（担当部署名）  
（担当者名）

印

このことについて、神崎市マスコットキャラクター着ぐるみを使用したいので、下記により申請します。

なお、故意又は重大な過失によって着ぐるみを汚損又は紛失したときは、現物に相当する物又は製作に要した費用を弁済いたします。

項目	内容
品名	神崎市マスコットキャラクター 「くねんワン」「くねんニャン」着ぐるみ
使用用途	
使用期間	
返却予定日	
連絡先 (担当者、電話番号)	
添付書類 (企画書等)	

様式第2号（第3条関係）

神崎市マスコットキャラクター着ぐるみ使用許可書

第 号  
年 月 日

様

神崎市長

年 月 日付けで申請のありました神崎市マスコットキャラクター着ぐるみ使用については、下記のとおり許可します。

記

1. 使用期間

2. 使用用途

3. 着ぐるみ使用上の注意

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用期間を厳守すること。
- (3) 使用時の安全対策を講じること。
- (4) 第三者に転貸又は有料で貸出ししないこと。
- (5) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (6) 神崎市マスコットキャラクター着ぐるみ使用規程を遵守し、キャラクター着ぐるみ着用方法、取扱書に従って使用すること。
- (7) 雨の中での使用はできません。屋外イベントでの使用は十分に注意し、雨が降ってきたらすぐに退去すること。
- (8) 着ぐるみを破損したり、汚したりした場合には、修復費用をいただく場合がありますので、使用の際は細心の注意を払うこと。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

神埼市長

神埼市マスコットキャラクター着ぐるみ使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった神埼市マスコットキャラクター着ぐるみ使用については、下記の理由により不許可とします。

記

（不許可理由）

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

神埼市長

神埼市マスコットキャラクター着ぐるみ使用許可取消書

年 月 日付け、第 号で許可した神埼市マスコットキャラクター着ぐるみ使用については、下記の理由により取り消します。

記

（取消理由）